

審議の取りまとめにあたって

平成 22 年 11 月 25 日

社会保障審議会介護保険部会

委員 齊藤 秀樹

(全国老人クラブ連合会)

委員 木間 昭子

(高齢社会をよくする女性の会)

1. 利用者本位の理念が失われた制度改定

- (1) 制度維持のために、給付の効率化・重点化を進めることは、サービスを必要とする利用者を排除することであり、利用者本位との制度創設の理念に反します。
- (2) 現在、高齢者人口の約 16%の介護サービス利用者がさらに限定される制度は、社会的リスク（要介護・要支援）を対象とした社会保険になじむものではありません。

2. 国民の意見を反映した制度改正とすべき

内閣府が実施した「介護保険制度に関する意識調査」をみると、

- (1) 制度導入により介護の状況は「良くなったと思う」と 51.3%が答えています。しかし、70 歳以上の場合、3 人に 1 人は「どちらともいえない・わからない」と答え（33.6%）、5 人に 1 人は制度導入を評価していません。
全体として高齢者の評価は厳しいものがうかがえます。
- (2) 自分が要介護になった場合の心配は、「家族の負担」73.0%、次いで、「経済的な負担」が前回調査より 6.5 ポイント上回り、60.1%となっています。
- (3) 保険料負担の増加を抑制するための手段として、「公費負担割合の引き上げ」を挙げた人が最も多く（43.1%）、「利用料の自己負担割合の引き上げ」は 20.1%です。一部の利用者にのみ負担増を強いることは民意とかけ離れています。

3. 「地域包括ケア推進」を理由に 制度の理念を歪めてはならない

- (1) 本審議会において地域包括ケアについて十分な審議が行われたとは認識していません。その制度の導入を理由に、「利用料負担や保険料の見直し」を行うことは、現行制度の当初の姿から大きく乖離することになります。
- (2) 制度創設 10 年の検証なしに、「地域包括ケア」の導入を優先するあまり、要支援者・要介護者の生活援助サービスやケアマネジメントに対する一方的な評価によって、利用者負担の強化を図ることは、制度の理念を歪めることになります。

以上のことを前提に、別紙のとおり「取りまとめ案」について意見を申し上げます。

[別 紙]

- 1 P 3 : 介護保険制度の定着 (○ 2)
「意見募集」の結果に加え、内閣府が実施した「介護保険制度に関する世論調査」結果も反映すべきではないか。
- 2 P 4 : 介護保険制度の課題
「課題は明らかになった」 ⇒ 明らかになった課題をまず明記すべきでないか
- 3 P 6 : 介護職員の人材確保と処遇の向上 (○ 2)
「介護報酬改定により」 ⇒ P 2 3 にも交付金との関連記述があり削除すべき
- 4 P 7 : 給付と負担のバランス (○ 2)
6 行目:「持続可能で安定的なものにすることが可能となる。」
⇒「持続可能で安定的なものにすることが可能となるが、現行制度の当初の姿から大きく乖離していくことになる。」
- 5 P 1 0 : 要支援者・軽度の要介護者へのサービス (○ 2)
P 1 1 の○ 2 に同じ主旨の記述があり削除すべきではないか。
また、残す場合であっても、4 行目の記述を次のようにすべきではないか。
⇒「給付の効率化と効果の向上を図ることが適当か否かを検討する必要がある。」
- 6 P 1 1 : ○ 2 2 行目
「効率化・重点化の観点に加えて」⇒「効率化・重点化の観点のみならず」
- 7 P 2 0 : 利用者負担の導入 ○ 1
「これにより、利用者自身のケアプランの内容に関心を高め、良質な事業者を積極的に選択するよう促す効果も期待できる。」⇒ 削除もしくは意見の中に整理

「なお、その際には、適切な…」 ⇒ 削除
- 8 P 2 3 : 処遇改善の取り組みについて ○ 1
「本来的には」 ⇒ 削除の取り消し
- 9 P 2 5 : ○ 3 4 行目 および P 3 2 : 今後に向けて の記述
地域包括ケアシステムとの関連で、「給付の効率化・重点化」、「利用者負担や保険料の見直し」が本審議会でも論じられたとは認識していない。